(1)

○差別事件の糾弾闘争を強化 ○全ての学校で同和教育実践を!

〇全自治体で同和行政を



753-0074 山口市中央1-5-3 TEL 0 8 3 - 9 2 3 - 2 3 0 3 FAX 0 8 3 - 9 2 1 - 1 9 1 9 〒753-0074 ホームページ http://y-kaihou.jp 編集発行人 松岡 広昭

健康状態(既往歴)、

離婚理由

(死別・生

身体上の障害、

前住所と転居理由ま

結婚相談事業でも申込書・相談カードに、

また、宇部市社会福祉協議会(社協)の

事件の概要

まで記入させていた。

職業・続柄」「離婚理由

(死別・生別)

結婚相談申込書 申込‰ ふりがな 自己紹介 現住所 連絡先 最終学歷(最終学校名) 職種 勤務先(職業) 転勤の有無 勤務地 健康状態 健康・やや弱い・病弱 (既往症 身体上の障害 宗教 自家 借家 その他(結婚の事情 初婚 再婚 (死別・生別) 家族と同居 家族と別居 どちらでも良い 共働き する しない どちらでもよい Lten 人ほしい 子供は 性格 趣味・資格・特技 嗜好 たばこ その他 特に記入したいこと

97年全社協の結婚相談事業の実態調査 3370ヶ所

や情報収集につ

萩市結婚相談所の「申込書」本籍や障害・宗教も記入

①市区町村社会福祉協議会

462ヶ所

②結婚相談所を実施している社協

③申込書に本籍欄がある社協 ④宗教欄がある社協

282ヶ所

かで**通産省が95**

158ヶ所

⑤離婚理由

の

職業⑤趣味⑥自己

Ŗ

を 提

示 して

提供の事前了解

月日③現住所④本人

(①氏名②生年

135ヶ所

0)

糾弾闘争

調査を実施した。 の「行動指針」を出 社会福祉 業についての 組みが始まった。 など、全国的な取 年2月21日、 会の 祉協議 が 結婚 社会福 内 相 会 全 談

> として、 項目

基本的な6

宗教欄 本籍欄 また

「結婚相談力

部落解放同盟山口県連合会と地元支部が 萩

Ļ

国との交渉、

「独身証明書」 みを重ねてき 機関に対する

している。

相手

日が相い手

町村にも協力を要請 道府県を通じて市 求めるとともに、

00

年5月

象に実施した調査で

になった。

という結果が明ら の国籍・民族が5%、 るからが7%、 の家族に障害者が の家柄が8%、 たからが9%、 が同和地区出身であっ

結婚相談業者を対

03年通産省が全

玉

部落解放同盟が、 結婚差別の実態から、 抄本による身元調査、

結

を一般行政証明書と はなく「独身証明書」 て「戸籍謄抄本」で を証明するものとし 者が独身であること

因」において、**相手**

婚差別の解消を目

指

して活用することを

都

相手

区

の背景には、

戸

籍

独身証明書」発行

厳 -

し独

い身結証

婚明

差別

のの

現背

実景

本抄本33 51

%

戸

謄

%

住

民 籍

23%という状況。

の結婚! の結婚!

相

所

0

年大阪府・大阪

調査では

「結婚 談

が 実

ド」記載など、結婚差別に直結し、 ら改善指導を受けたのに、なぜこのような 助長する可能性が高いものである。 籍謄本の提出、 宇部市社協に対しても、 差別的「申込書」 97年に全社協 「紹介カー 差別を

因と背景を明らかにさせる必要がある。 向けて率先して取り組むべき公的機関が、 た、なぜ職員やマスコミもこの問題性に なぜこうした問題を起こしたのか、その原 違反項目で実施してきたのか。人権確立に 気ま

闘争を展開していく。

婚相談 社会福祉

於所で、

本

社協)が改善指導した項目にもかかわらず

97年に厚生省と全国社会福祉協議会(全

宇部市社協は現在まで使用していた。

で書かせていたことも明らかになった。

これらの差別性・問題点を指摘し、 ・部市社協に対して改善を求めた。

萩市の結婚相談所の問題では、

萩市や宇部市、山口県に対して広範な糾弾 づかなかったのか。 県連として真相糾明にとりくみ、

今後、

戸籍謄本の提出を求めていた。

害することのないよう万全の配慮を」とい

申込書も95年通産省の「基本的人権を侵

う「行動指針」に反して、「本籍」

「宗教」

「既往歴」「身体上の障害」「家族構成・

業省)通達に反し「独身証明書」でなく、

た結婚相談所が、00年通産省(現・経済産

萩市が今年5月9日から庁舎内に開設し

市と 戸 権を侵 た結果 取り組 係行政 ビス・結婚相談業者」 の発行にいたった。 通産省が 対して、基本的人 日 社 よう、 「結婚情報サー 協

害することの

入会申込

としては、写真8%、

入会時の提出

物 力 談

婚

差別

0) 民 相

実

態を

表 11

し

所は推定3100

)る市

の根

強

婚

業

然務に

結お

は、全国で結婚相

の 結 婚 の相 間談 の事 玉 画の動 き題

婚相談所の申込書 年に京都府内 祉協議会の 年に \dot{O} あ 問 出 籍 題 な 結 ながる情報収集は 有無など、 本籍や宗教、 道府県、 協と厚生省が、各 この結果を受けて、 年3月28日に全社 都

ど今回

の萩市の

載・戸籍謄本提

と同様の事件が

いで起きた。

いて てはい 内容の 結婚相談カードでは 福祉協議会に対して、 いけないとい 指導通 市町村社会 差別につ数、障害の 達を いう 出

·記入事項参考例」 1 は下記の通 とされている。 分に指導された 調査票の主 な

4 5 項目は未記入でも可 3 2 家族の職業欄 第3者 記入したくない ~ の 情報

求めている。同の改善状況の知 府県の社協主管課長、 厚生省からも**各都道**求めている。同時に の結婚相談カード 月20日に、 務局長が のために、 の改善指 市町村社 全社協事 報告を 98 導 年 1 確 等 協

確実に把握」 長宛に「改善状況を 地域改善対策主管課 し

いる。

生年月日

現住所

最新学校会

祖 楽

身体上の障

結婚後共衛 何人位 性格無

增 好

特 技

てきた。

のみに基づいて成立」

や結婚差別の現実認識

である。

地域社会で排除の対象

になっているというこ

が今、

求められている。

とうことは、それだけ

別撤廃の一躍を担う相

談所に変わることこそ

かし「両性の合意

・記入を登まない項は未記入でかまいません。

同器・刻器・どちらでもい

ると、

宇部市社協の

結婚相談事業を調査す

すぐに宇部市社協の

基本)、

善指導を受けていた なった。 今後県連としては、

宇部市社協を参考 萩市結婚相談所は

なった。 ということが明らかに 事業を参考にしていた 福祉協議会の結婚相談 で、 会 萩市との第1回 (5月19日) のなか 萩市は宇部市社会 確認

申込カード」は、97年 厚生省通達(「6項目」 「申込書」「結婚相談 98年全社協改 と掲載され、 ている現実が明らかに などの項目がどうどう 別・続柄・参考事項」 使用され

にもかかわらず、 現住所(居住年数)

前住所(転居理由)」

談所における指導改善 ①県・宇部市の結婚相

(97、98年)の実態を

居家族・別居家族の性 体重) 」「収入」「同 別) 」「容姿(身長・ 学歴」「身体上の障害」 借間・住込)」「最終 「離婚理由(死別・生 「結婚歴(初婚・再婚)」 「健康状態(既往症)」 住居(自家・借家・ 問題性に気づかなかっ 部市社協がこの書類 明らかにし、②なぜ宇

気づけなかったの た市民がなぜ問題性に の実態把握、④利用 被害者の数の把握など るのか、その提出した 必要がある。 等々明らかにしていく か

たのか、③いつからこ の書類が使用されてい

なぜ結婚は別なのか

続けてきたことか。死 だけの若い命が奪われ らに心に傷を負った例 の自殺未遂があり、 は山口県内でも枚挙に に至らなくても、多く 差別や結婚差別でどれ いとまながない。 これまで幾多の就職 さ

ない家族の学歴や職業、 使わせず、 地の記載をやめさせて ならず、 きた。就職差別が横行 欲や適正などと関係の 紙を制定し、本籍のみ するなかで、社用紙を などの記入をやめさせ 宗教、支持政党、資産 、様々な書類への本籍 本人の労働意 統一応募用 るのが当然とする意識 ことであり、

結婚相談申込カード

統折

・ 借間 ・ 住ii

初婚・再婚

死到・生到

自有事項

・結婚紹介のため記入されている情報を第三者に提供されることを了承してください。

宇部市社協の「結婚相談申込カード」これは登録者なら、誰でも閲覧で

個人情報保護法に該当するセンシティブ情報でもある

部落差別撤廃に向け < 空欄がないように埋め 差し量れるというもの。 だけ理解されているか、 のが、なんの躊躇もな 定されたものと同じも 公正な採用のために否 の結婚にさいしては、 募用紙の主旨も、どれ ている。逆に、統一応 (憲法24条) するはず 与えられた用紙を、 公然と要求され

出しすることではない。 このような人権の視点 は、本人が決定すべき を明らかにするか否か う考えに直結している。 何かやましいことでも は、埋められないのは あるのではないかとい 協の結婚相談事業には、 今回の萩市や宇部市社 自分のプライバシー 他人が口 問題ではなく、部落差 単なるプライバシーの の「紹介カード」は、 や生年まで書かせるこ 差別は温存されてきた。 この秩序のもとで部落 うにして保たれてきた。 地域の秩序は、このよ 往歴、家族全員の職業 く人権を侵害するもの 本籍、転居理由、 民族差別など大き 身体上の障害、

宗 既

ることにほかならない。

もっともと、

結婚

はまったくといってい いほどない。

認識は担当者や職員な

しかし、そのことの

差別を生む相談カード 「釣書」という「し

きたり」にみられるよ

どを記載させていた。 理由や、家族の職業な そ、平気で本籍や転居 どにはなかったからこ

本

されてきた。それが 本籍を書かせ「身元」 ることが地域社会で波 うに、「家」と「家」 を調べることが当然視 くこであり、そのため、 との「釣り合い」をと 風をたてずに生きてい 「仲人的感覚」の正体。 とは部落民であること の職業を書かされるこ ものであれば家族全員 を記入せよ、というの を記入せよと強いられ に等しいこと。 籍地を書かされること 部落産業に従事する 部落民にとって、 部落民であること

在日外国人の厳しい結 別の現実を知った。 婚差別の現実、 考えたたこともなかっ 談にあたって、 た。指摘してはじめて、 人が存在することすら、 意識にものぼらない 民族差 在日の 支援する相談員であ る必要がある。結婚差 べきでないだろう 婚差別と闘い、二人を そやるべきことを考え 違う公的機関だからこ

営利目的の民間とは

リティの人たちのため 書かせるのは、 ځ 段階になり親族の する必要がある。結婚 にする人がいたら、 相手の家柄や部落を気 いか。紹介する段階で、 談所であるべきではな は、このようなマイノ となり、相手に会う前 の場でしっかりと啓発 にこそ、役立つ結婚相 婚相談をおこなう意味 状況につきおとされる。 に書類の段階で不利な 親家庭の場合、一目 にあっても、 本来は公的機関が結 家族全員の氏名を 一緒に結 ひとり 反対 そ

新た に見 T きた課 題

①マスコミに対して

所の開設を取り上げて などが、萩市結婚相談 中国新聞、西日本新聞 毎日新聞、 山口新聞、 97 年、

籍提出、 ドの差別的内容の問題 性に気づかなかったの か。また中国 「戸籍謄本提出」など その時に、だれも戸 結婚相談カー 当新聞は

がある。

るように取り組む必要 通達・指導を徹底させ 禁止の明確化を求める

けない。 たことの影響など、 後、議論しなければい と、そのまま掲載して 今

> 求。10年経過している の改善の指導不足を追 ②厚生労働省に対して 厚生労働省に対して、 98年の全社協で 求める必要がある。

年通達、98年の指導改 する必要がある。 指導不足の責任を追及 善後の現在の実態把握・

現在、県連が独自に カュ

それのある情報収集を 地や差別につながるお 定)に、具体的に本籍 禁止する項目の例示を

全社協に対して、97

させている市役所・社 なりの数、戸籍提出を 調査しただけでも、 協の結婚相談所がある。

現在作成中の「結婚相

経済産業省に対して、

3経済産業省に対して

手紹介サービス業認証

は本籍、

離婚理由など。

を目指すことが重要

高崎市社協 (群馬)

イン」(夏頃に発表予

4全社協に対して

我孫子市社協(千葉)

(静岡)

(愛知) (岩手)

握と、差別情報収集の

ので、もう一度実態把

込書で本籍等の記載 ③社協の結婚相談の申 (茨城)、 瀬戸市社協

ひたちなか市 水戸市社協 盛岡市社協

社

(茨城)

制度に関するガイドラ ①市役所の結婚相談所

で戸籍謄本提出 富士市社協

②社協の結婚相談業で 戸籍謄本提出 千葉市役所 川越市役所 静岡市社協 船橋市役所 (千葉) (静岡) (千葉) (埼玉)

問 題は、

連携した取り組5マイノリティと

みの

係者、アイヌ民族、 ことで、マイノリティ 体と、ともに取り組 ある。 ティにも関わる問 童擁護施設で育った人 セクシャルマイノリティー、 けでなく、障がい者、 の結婚差別問題の など、多くのマイノリ ハンセン病回復者・関 在日外国人、女性差別 人親家庭、婚外子、 今回の結婚相談所の 他の人権運動 部落出身者だ 題で 児 1